

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する修正案

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第九十三條の二第一項の改正規定及び第九十三條の三の次に一條を加える改正規定を削る。

第四條を削り、第五條を第四條とし、第六條から第十五條までを一條ずつ繰り上げる。

附則第一条第一号中「第七條」を「第六條」に、「附則第四十五條及び第四十六條」を「附則第三十條及び第三十一條」に改め、同条第二号中「第四條中公認会計士法第三十四條の四十三、第三十四條の五十五、第三十四條の五十八及び第四十條第二項の改正規定、第七條」を「第六條」に、「第十條中」を「第十條中」に、「第十二條」を「第十一條」に、「第十三條」を「第十二條」に、「第十條、第十八條から第二十條まで、第二十四條、第二十六條から第二十八條まで、第三十七條、第三十八條及び第四十一條から第四十三條まで」を「第九條、第十二條から第十四條まで、第十七條から第二十條まで及び第二十五條から第二十九條まで」に改め、同条第三号を削る。

附則中第九條を削り、第十條を第九條とし、第十一條を第十條とし、第十二條から第十六條までを削る。

附則第十七条第一項中「第五条」を「第四条」に改め、同条を附則第十一条とする。

附則第十八条第一項中「第十一条」を「第十条」に、「附則第四十二条」を「附則第二十八条」に改め、同条を附則第十二条とする。

附則第十九条中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第二十条第一項中「第十三条」を「第十二条」に改め、同条を附則第十四条とする。

附則第二十一条中「第十四条」を「第十三条」に改め、同条を附則第十五条とする。

附則中第二十二條を削り、第二十三條を第十六條とし、第二十四條を第十七條とし、第二十五條を削り、第二十六條を第十八條とし、第二十七條を第十九條とし、第二十八條を第二十條とし、第二十九條及び第三十條を削り、第三十一條を第二十一條とし、第三十二條を削り、第三十三條を第二十二條とし、第三十四條を第二十三條とし、第三十五條を削り、第三十六條を第二十四條とし、第三十七條を第二十五條とし、第三十八條を第二十六條とし、第三十九條及び第四十條を削り、第四十一條を第二十七條とし、第四十二條を第二十八條とし、第四十三條を第二十九條とし、第四十四條を削る。

附則第四十五條中「並びに」を「及び」に改め、「及びなおその効力を有することとされる場合」を削り、

同条を附則第三十条とし、附則第四十六条を附則第三十一条とし、附則第四十七条を附則第三十二条とする。